

## 草加市監査委員告示第4号

### 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、草加市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月1日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 中山康

### 通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について

#### I 定例監査の結果に関する報告（平成18年2月27日草監第283号）

都市整備部新田西部土地区画整理事務所

##### 1 監査結果

###### (1) 契約事務について

事業地内維持管理事業の金明町鳩ヶ谷線道路修繕契約において、請書で締結されていたので、契約規則第14条（契約書の作成等）の規定に基づき、適正な事務処理をはかられたい。

平成17年度から道路修繕金額が50万円を超えた契約について、草加市契約規則第14条の規定に基づき契約書を作成して事務処理を行いました。

建設部建設管理課

##### 1 監査結果

###### (1) 支出事務について

後退用地等協力金支出事務において、草加市小規模開発行為等審査基準第24条第2号（協力金の交付）で規定している前年相続税財産評価額に齟齬が見受けられたので、適正な事務の執行をはかられたい。

平成18年度からすみ切り協力金計算表で、受付年月日を入力することにより、使用する相続税財産評価額の年が表示されるようにしました。さらに、決裁の表書

きに受付年月日を記載するようにし、適正な事務の執行に努めています。

## II 工事監査の結果に関する報告(平成18年2月27日草監第283号)

都市整備部新田西部土地区画整理事務所

### 1 監査結果

#### (1) 仮設土留工の設計について

土留工は、「自立式鋼矢板+受動土圧側地盤改良」を採用していたが、軟弱地盤での掘削深さ5mあれば、土留受動土圧側地の地盤改良範囲は、主動土圧による水平力の及ぶ受動土圧範囲以上となるので、十分な検討が必要である。また、近接施工の影響範囲の検討により、鋼矢板の許容変位量を設定するよう適切に対処されたい。

長栄町第8公園下雨水貯留槽築造工事(17-9)の仮設土留工は、掘削深3.53mに対し、鋼矢板延長12.0mを使用した設計とし、安全対策を講じました。

#### (2) 貯留施設等の設計について

地下空隙貯留工法滞水材の選定について、必要とされる意志決定の手続が見受けられないので、適切に対処されたい。

また、見積りによる設計単価の採用については、「建設工事に係る見積り取扱い要領」に準拠し、適切に対処するとともに透明性と合規性の確保に努められたい。

#### ア 地下空隙貯留工法滞水材の選定について

平成18年度から適正な事務手続きを行い、滞水材の選定を行ってまいります。

#### イ 貯留施設等の設計について

貯留ブロックについては、「建設工事に係る見積り取扱い要領」に基づき、今後も3社以上から見積りを徴し、適正な形で設計等に取り組んでまいります。

#### (3) 施工状況について

シンシブロック貯留槽内に滞留(堆積)する泥土堆砂の除去については、当初設計の泥土堆砂排水管用の溝を現場打ちに変更し容量を少なくしている。雨水流出抑制区域を考慮し、泥土堆砂を除去する補足方法を検討対処されたい。

長栄町第8公園下雨水貯留槽築造工事(17-9)の貯留槽内に堆積する泥土堆積の除去対策として240mmのU字溝を設置しました。

健康福祉部長寿福祉課

1 監査結果

(1) 施工管理について

工事記録写真について、一部に管理状況の判別との関連が十分でなく、撮影対象物の特定し難いものが見受けられたので、後日の施工状況の判別に利用しやすい記録・整理をするよう指示されたい。

ご指摘の点につきまして、施工状況の判別が明確になるよう、工事関係者に対し撮影計画書の作成や工事に精通している者が新規の業者等に対してマニュアルに基づく撮影教育を行わせるなど、撮影指導の徹底を図ってまいります。

Ⅲ 財政援助団体等監査の結果に関する報告(平成18年2月27日草監第283号)

草加市みどりの協会

1 監査結果

(1) 財団法人草加市みどりの協会会計規程の整備について

ア 固定資産の取得価額について

財団法人草加市みどりの協会会計規程(以下「会計規程」という。)第26条に規定されている固定資産の取得価額は、20万円以上となっているが、法人税法による資産計上の基準が10万円以上に変更されているので、適切に会計処理されたい。

イ 備品の取得価額について

会計規程第33条に規定されている備品の取得価額は、アの変更に伴い、条文の整備をされたい。

ア 固定資産の取得価格について

平成17年度に会計規程の改正を行い、平成18年4月1日から施行しています。

イ 備品の取得価格について

平成17年度に会計規程の改正を行い、平成18年4月1日から施行しています。

(2) 金銭の残高照合について

金銭のうち預貯金の残高については、会計規程第19条の規定に基づき、金融機関の残高証明書との照合を行い、適正に会計処理されたい。

平成18年度から、会計規程に基づき、毎月末日の残高証明をとり、照合を行っています。

(3) 現金出納事務について

実地監査を行った現金出納事務において、未使用の領収書用紙の管理及び収納の関係帳簿の作成、確認行為等に適切を欠くものが見受けられた。現金出納事務は不正防止のため慎重を期し、事務処理されたい。

平成17年度から、複写式の領収証を使用し、公印については、その都度押印を行っています。

収納の関係帳簿については、鉛筆書きをボールペン書きに改め、確認者の押印を行っています。

(4) 委託料の契約事務について

業務委託契約の事務手続において、決裁文書の未作成、仕様書の不備が見受けられたので、適正に事務処理されたい。

平成18年度から、適正に決裁文書の作成を行っています。

仕様書の不備についても訂正を行い、事務の適正化を図っています。

(5) 委託料の支払いについて

平成17年3月29日支払いの委託料について、業務完了報告書における業務完了年月日は3月31日となっていたものが見受けられた。支払手続は契約の適正な履行を確認し、適正に事務処理されたい。

平成17年度から、履行確認後、支払いを行っています。

## 財政援助団体等監査(平成16年2月27日草監第272号)

総合政策部みんなでまちづくり課

### 1 監査結果

草加市立コミュニティセンター管理運営委託（以下「センター管理運営委託」という。）の繰越剰余金精算行為等について

協議会とのセンター管理運営委託について、多額な繰越剰余金が見受けられ、その処理等について、必要な手続（剰余金処理の承認）がなされていないので、調整されたい。

また、協議会の歳出予算と委託料の乖離については、解消を図るとともに、剰余金発生を抑止となる精算行為についての有無を再検討するなど、適正な事務の執行を図られたい。

平成18年度の委託料については、見積書の内容確認、業務内容の見直し、前年実績等を踏まえた積算等を行い、予算の適正化に努めた結果、契約金額の大幅な減額となったところです。

精算行為の追加等につきましては、コミュニティ協議会と協議を重ねてまいりました。平成17年度の決算額には剰余金が発生しておらず精算行為は生じておりませんが、今後の委託料の一層の適正化に努め剰余金発生を防止を図ってまいります。

## 草加市コミュニティ協議会

### 1 監査結果

#### 予算統制について

協議会の歳入歳出予算については、人件費及びコミュニティセンター維持費とコミュニティセンター運営費等、各々定められているが、予算の計上をしないで支出されているもの及び予算が不足しているにも拘わらず流用、補正等をしないで支出されているものが見受けられた。また、助成金の予算積算と助成金申請書の内容の一部齟齬があり、さらに、センター管理運営委託に係る協議会の予算と委託料との乖離が見受けられた。歳入歳出年度所属区分の基準とすべき具体的指標には発生主義と現金主義とに大別されるが、予算に基づく事業の執行を前提としなければ所属年度の錯そう、適正な経営の阻害等が起こり得るので、予算統制をはかられたい。

予算と委託料との乖離については、平成17年度の予算から見積書の内容確認、業務内容の見直し、前年実績等を踏まえた積算等を行い、予算と委託料の乖離の防止を図っております。

助成金の予算積算と助成金申請書の内訳の齟齬につきましては、平成17年度から草加市コミュニティ協議会事業助成金交付要綱の規程に基づいた助成金の積算及び申請を行うよう指導しております。平成17年度においては、助成交付申請後に事業変更が生じ助成対象経費の変更が発生したため、助成対象経費変更届の提出を受けて助成対象額の変更を行い、助成金交付額の確定を行っております。

平成17年度草加市コミュニティ協議会助成金の交付決定後、当初計画した各事業を推進する中で、市民相互のふれあいと連帯をより深め、コミュニティの健全な発展を図るためには、防犯のまちづくりに係わる普及啓発事業及び、スポーツ推進事業を更に促進する必要性が生じました。このため、草加市コミュニティ協議会会計規程にしたがい適正に処理し、草加市に平成17年度草加市コミュニティ協議会助成金の助成対象内訳の変更の伺いが提出され、承諾を行っているものです。